

神戸電鉄栗生線通勤定期転換補助金

(栗生線通勤 “Come Back” 補助金) 交付要綱

制定：平成25年 2月 8日

施行：平成25年 2月 8日

(目的)

第1条 この要綱は、神戸電鉄線以外の通勤手段から、新たに神戸電鉄栗生線（鈴蘭台駅から栗生駅までの区間。以下「栗生線」という。）に通勤手段を転換する者もしくはその者が勤務する事業所等を対象として、通勤手段転換に係る費用の一部を神戸電鉄栗生線活性化協議会（以下「協議会」という。）から補助する事により、地域市民生活の重要な基盤である栗生線の利用促進による路線存続を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による補助（以下「補助」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、補助を受けようとする日において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本補助金交付申請日より前の6か月間に神戸電鉄線を含む区間の通勤定期券の購入実績が無く、神戸電鉄線以外の通勤手段から、新たに栗生線を含む区間の6か月通勤定期券に通勤手段を転換した者。ただし、就職等により新たに通勤の事象が発生した者は対象外とする。
- (2) 前号に該当する者が勤務する事業所等（以下「勤務先」という。）。

(補助要件)

第3条 対象者が補助金の交付を受けるには、次の各号を要件とする。

- (1) 補助対象となる通勤定期券（以下「当該定期券」という。）は、平成25年4月1日から平成25年10月1日までの日を通用開始日とする新規発売の6か月通勤定期券とする。
- (2) 補助金を交付する対象者は、補助金総額が協議会の定める予算を上回らない範囲とする。
- (3) 本補助制度の適用は対象者一人について一回限りとする。
- (4) 当該定期券の払い戻し、区間変更を行った場合は補助対象外とする。ただし、区間変更後の定期券が栗生線を含む区間の6か月通勤定期券の場合は、改めて申請を行うことにより本補助制度の適用を受けることができる。
- (5) 磁気定期券のみを対象とし、IC定期券は対象外とする。

- (6) 対象者および勤務先は、補助金申請、請求等の際の申告、証明を正しく行うこととし、定期券購入実績等を調査する必要があることを承諾するものとする。
- 2 その他、協議会において前項の要件の内容について見直しを行う場合がある。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象者が購入した当該定期券の有効区間に含まれる粟生線区間に対応する6か月通勤定期運賃の2分の1に相当する額とする。ただし、10円未満の端数は切り捨てとし、粟生線区間以外については補助金の対象外とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、当該定期券購入の3週間前までに、粟生線通勤 ComeBack 補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 申請者が第2条第1項第1号の条件に該当することを勤務先から証されたことを示す通勤手段証明書（様式第2号）、もしくは協議会がそれに準ずると認める証明書等。
- 2 協議会は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、粟生線通勤 ComeBack 補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。
- 3 前項の補助金交付決定通知を受けた申請者は、申請した補助対象となる当該定期券を購入し、それを使用して通勤するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条第2項の規定による交付決定を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、当該定期券の期間満了日以後30日までに、粟生線通勤 ComeBack 補助金請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 当該定期券の原券
 - (2) 協議会が指定する通勤等に関するアンケート調査の回答
- 2 協議会は、前項の規定による請求があったときは、請求内容を審査のうえ申請者に対して補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第7条 協議会は、申請者もしくは勤務先が、偽りその他の不正な方法により補助金の交付を受けようとしたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し及び既に交付した補助金全額を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

- 2 本制度の申請、交付請求に係る申請者からの書類送付等の費用は、申請者が負担するものとする。
- 3 本制度の申請および補助金請求等の事務取扱は、三木市まちづくり部美しいまちづくり課(神戸電鉄粟生線活性化協議会事務局)、神戸市企画調整局企画調整部調整課、小野市総合政策部交通政策グループ、神戸電鉄株式会社鉄道事業本部企画部が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月8日から施行する。

以 上

神戸電鉄栗生線活性化協議会会長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名 ㊞

（申請者が事業所の場合は事業所名および代表者名）
電話番号

栗生線通勤 Come Back 補助金交付申請書

栗生線通勤 Come Back 補助金の交付を受けたいので、神戸電鉄栗生線通勤定期転換補助金（栗生線通勤 Come Back 補助金）交付要綱（以下「要綱」という。）第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、本補助金交付にあたり、要綱第 2 条の要件に該当すること及び要綱の定めに従うことを誓います。

現在の通勤交通手段	(申請日より前の 6 か月間に、神戸電鉄線の通勤定期は購入していません。)		
勤 務 先	事業所名		
	代表者名		
	所在地		
	電話番号		
購入予定の通勤定期券（6 か月）の内容			
購入者氏名			
有効区間	駅 から	駅 まで	
うち栗生線の区間	駅 から	駅 まで	
有効期間	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日	まで
栗生線区間の 6 か月通勤定期運賃	円（金額は要綱別表参照）		
補助金交付申請額	円（金額は要綱別表参照）		

備考

- (1) この申請書は、補助金の対象となる定期券を購入する日の 3 週間前までに提出すること。
- (2) この申請書には、勤務先の証明を受けた通勤手段証明書（様式第 2 号）を添付すること。
- (3) 栗生線通勤 Come Back 補助金交付決定通知書（様式第 3 号）の通知を受けた後に補助金の対象となる定期券を購入すること。
- (4) 補助金の対象となる定期券の期間満了後 30 日以内に、期間満了後の定期券原券を含む必要書類を提出すること。その内容を確認の上補助金交付を行うものとする。

神戸電鉄栗生線活性化協議会会長 様

郵便番号
住 所
事業所名
代表者名
電話番号

印

通勤手段証明書

当方に勤務する以下の者については、以下の通勤手段により通勤しており、神戸電鉄栗生線通勤定期転換補助金（栗生線通勤 Come Back 補助金）交付要綱第 2 条第 1 項に規定する補助対象者に該当することを証明します。

補助対象者氏名	
現在の通勤交通手段	(申請日より前の 6 か月間に、神戸電鉄線を含む通勤定期による通勤はしていません。)

(本証明書に関する問合せ先)

部署名			
担当者氏名		電話番号	

<参考> 神戸電鉄栗生線通勤定期転換補助金（栗生線通勤 Come Back 補助金）
交付要綱第 2 条第 1 項

(対象者)

第 2 条 (1) 本補助金交付申請日より前の 6 か月間に神戸電鉄線を含む区間の通勤定期券の購入実績が無く、神戸電鉄線以外の通勤手段から、新たに栗生線を含む区間の 6 か月通勤定期券に通勤手段を転換した者。ただし、就職等により新たに通勤の事象が発生した者は対象外とする。

様

神戸電鉄栗生線活性化協議会会長

栗生線通勤 Come Back 補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった神戸電鉄栗生線通勤定期転換補助金（栗生線通勤 Come Back 補助金）については、神戸電鉄栗生線通勤定期転換補助金（栗生線通勤 Come Back 補助金）交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助対象となる通勤定期券（6か月）の内容	
購入者氏名	
有効区間	駅 から 駅 まで
うち栗生線の区間	駅 から 駅 まで
有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
栗生線区間の6か月通勤定期運賃	円

補助金交付決定額	金 円
----------	-----

備考

- (1) この交付決定通知書は、補助金の交付まで大切に保管すること。
- (2) この交付決定通知書受領後、補助金の対象となる定期券を購入すること。
- (3) 補助金の対象となる定期券の期間満了後30日以内に、期間満了後の定期券原券を貼付した請求書及び本通知書に同封する通勤等に関するアンケート回答用紙を提出すること。それらを確認の上補助金交付を行うものとする。

期間満了後に通勤定期券の原券（コピー不可）の提出が必要となります。

- ※ 期間満了に当たり、継続して定期券を購入される場合は必ず新規発売扱いで購入のうえ、補助対象となる定期券を必ず手元に残しておいてください。
(継続発売扱いで購入の場合は原券を回収するため、補助金の交付ができなくなりますのでご注意ください。)
- ※ また、万一、定期券を紛失された場合には、定期券の再発行はできず、補助金の交付もできなくなりますのでご注意ください。

神戸電鉄栗生線活性化協議会会長 様

請求者 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩

（請求者が事業所の場合は事業所名および代表者名）
電話番号

栗生線通勤 Come Back 補助金請求書

栗生線通勤 Come Back 補助金の交付を受けたいので、神戸電鉄栗生線通勤定期転換補助金（栗生線通勤 Come Back 補助金）交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

補助金請求額	金 円
--------	-----

補助金交付決定通知書	平成 年 月 日	神栗協勤補 第 号
------------	----------	-----------

（補助金交付決定通知書の右肩記載の日付・文書番号を記載）

振 込 先	金融機関	銀行・（ ）		本・支店
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	(フリガナ)			
	口座名義人			

（申請者本人名義の口座に限る）

補助金の対象となる通勤定期券（6か月）の原券	定期券の原券をセロテープで貼付 (コピー不可)
------------------------	----------------------------

備考

- (1) この請求書は、補助金の対象となる定期券の期間満了後30日以内に提出すること。
- (2) この請求書と併せて、交付決定時に送付した通勤等に関するアンケート調査の回答用紙を添付すること。

加西市プレスリリース

2013年2月8日

北条鉄道通勤“Come Back”補助制度の実施について

加西市は、北条鉄道の利用促進を図るために、通勤手段を自動車やバイクから鉄道利用に変更する方が、新たに6か月定期券を購入する場合、その半額（23,080円～45,060円）を補助する制度を実施します。

これは、神戸電鉄粟生線活性化協議会の「粟生線通勤 Come Back 補助制度」（以下「粟生線補助制度」という。）とあわせて平成25年4月から実施するもので、北条鉄道と神戸電鉄粟生線の連絡定期券を使って通勤する方に補助します。

詳しくは、下記及び別紙をご覧ください。

■概要

マイカー・バイク等の通勤をしていた方が、北条鉄道と神戸電鉄粟生線を利用する通勤手段に転換する場合に、利用者またはその利用者を雇用する事業所等に対し、転換費用の一部を補助します。

■対象者

粟生線補助制度による補助を受ける者のうち、当該通勤で粟生線・北条鉄道の連絡定期券（6か月）を利用する者

※対象者の勤務先である事業所等が申請し、交付を受けることも可能です。

■補助金額

北条鉄道の6か月通勤定期運賃の1/2相当額（10円未満の端数は切捨て）

（単位：円）

（粟生～）	網引	田原	法華口	播磨下里	長	播磨横田	北条町
6か月定期運賃	46,170	57,730	67,020	67,020	76,250	83,160	90,130
補助金額	23,080	28,860	33,510	33,510	38,120	41,580	45,060

■実施時期

通用開始日が平成25年4月1日から平成25年10月1日の間にある新規発売の6か月通勤定期券を対象とします（お一人につき一回限り）。

■申請方法

申請手続は神戸電鉄株式会社で行います。

■問合せ先

加西市ふるさと創造部人口増政策課

電話（0790-42-8700）担当・飯田、船瀬